

令和元年度有害物質を含有する家庭用品の調査
(県行政検査)

薬品化学科

家庭用品の安全性を確保することを目的として、薬務衛生課が試買した市販の家庭用品について、有害物質を

含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 112 号)に基づく検査を実施している。令和元年度は次表のとおり、繊維製品 18 検体(計 54 項目)、家庭用毛糸 2 検体(計 4 項目)、化学製品 2 検体(計 10 項目)の試験を実施した。

その結果、すべて基準に適合していた。

令和元年度 家庭用品関係試験状況

	検体数	試験項目数	試験項目					
			ホルムアルデヒド		デイルドリン	DTTB(注1)	水酸化ナトリウム	容器試験(注2)
			生後24ヶ月以内用	生後24ヶ月以内用を除く				
繊維製品	18	54	9	9	18	18		
外衣	1	3	1		1	1		
中衣	2	6	2		2	2		
肌着	4	12	2	2	4	4		
帽子	2	6	2		2	2		
おむつカバー	1	3	1		1	1		
寝具	1	3	1		1	1		
手袋	1	3		1	1	1		
くつした	2	6		2	2	2		
下着	4	12		4	4	4		
家庭用毛糸	2	4			2	2		
毛糸	2	4			2	2		
化学製品	2	10					2	8
家庭用洗剤	2	10					2	8
合計	22	68	9	9	20	20	2	8

(注1) 4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール

(注2) 漏水試験、落下試験、耐アルカリ性試験及び圧縮変形試験